

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：岐阜県

農業委員会名：関市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成24年4月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	3049ha	40.7ha	1.33%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 6ha		
		目標案設定の考え方：遊休農地の所有者等に対する指導によって、1農業委員が最低2か所は解消を目指すことが必要。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	実施時期	調査員数 (実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月	75人	12月～1月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 農業委員の担当地区を定めて調査する。 3 農政推進委員会委員39人と合同で調査をする。		
	遊休農地への指導	実施時期：1月～2月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 6ha		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	実施時期	調査員数 (実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～11月	75人	12月～1月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 農業委員の担当地区を定めて調査する。 3 農政推進委員会委員39人と合同で調査をする。		
	遊休農地への指導	実施時期：1月～2月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	2973戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	82戸	59経営	1法人	0団体
	農業生産法人数	8法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	4経営	法人	団体
活動計画案	農政推進委員会委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、市農務課と連携し認定の推進活動を実施する。情報収集後、認定農業者の候補者の戸別訪問を行う（7月から8月予定）。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	4経営	法人	団体
活動計画	農政推進委員会委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、市農務課と連携し認定の推進活動を実施する。情報収集後、認定農業者の候補者の戸別訪問を行う（7月から8月予定）。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3 0 4 9 h a	2 0 1 . 6 h a
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題。 農地流動化を推進する制度の整備により平坦部地域においては担い手が連担で効率的な生産が行われ、利用集積は進みつつある。しかし中山間地域においては小規模農家の集団が多く、担い手への集積が進まない。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 4 0 h a 目標案設定の考え方：担い手への利用集積目標の達成のために、農業委員会としても市農務課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。1 農業委員が最低1 か所は担い手に利用集積をする。
活動計画案	6月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 7月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向確認。 8月～9月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動（意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定） 9～10月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成〇〇年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 4 0 h a
活動計画	6月 円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 7月 管内の農地所有者を対象としたアンケート等による農地貸借の意向確認。 8月～9月 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動（意向調査の結果を基に担い手への利用集積が可能な農地を確定） 9～10月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成24年4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)
	3049ha	0.9ha	0.02%
課 題	新たに違反転用を発生させない。発生した場合は、速やかに対応をする。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成24年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0.9ha
	目標案設定の考え方: 上記違反転用面積の解消と違反転用を発生させない。
活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用を発生させないよう、担当地区を重点的にパトロールする。 ・対応が遅れることのないよう、違反転用発生の際の体制を整備する。 ・農地転用制度の周知徹底を図る。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	なし
活動計画案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成〇〇年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0.9ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用を発生させないよう、担当地区を重点的にパトロールする。 ・対応が遅れることのないよう、違反転用発生の際の体制を整備する。 ・農地転用制度の周知徹底を図る。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。